

高知県教育委員会 会議録

平成28年2月定例委員会

場所：教育委員室

(1) 開会及び閉会に関する事項

開会 平成28年2月12日(金) 9:00

閉会 平成28年2月12日(金) 12:05

(2) 出席委員及び欠席委員の氏名

出席委員	教育委員長	小島 一久
	委員	久松 朋水
	委員	竹島 晶代
	委員	八田 章光
	委員(教育長)	田村 壮児
欠席委員	委員	中橋 紅美

(3) 高知県教育委員会会議規則第9条、第10条の規定によって出席した者の氏名

高知県教育委員会事務局	教育次長(総括)	田所 実
〃	教育次長	中山 雅需
〃	教育次長	永野 隆史
〃	教育政策課長	有澤 功
〃	教職員・福利課長	笹岡 浩
〃	教職員・福利課企画監	戸田 京子
〃	学校安全対策課長	沢近 昌彦
〃	幼保支援課長	溝渕智栄子
〃	小中学校課長	長岡 幹泰
〃	高等学校課課長	藤中 雄輔
〃	特別支援教育課課長補佐	山本 久美
〃	生涯学習課長	渡邊 浩人
〃	新図書館整備課長	国則 勝英
〃	文化財課長	彼末 和幸
〃	人権教育課長	大西 雅人
〃	スポーツ健康教育課	葛目 憲昭
〃	教育センター所長	下司真由美
〃	教育政策課課長補佐	橋本 卓夫
〃	教育政策課教育企画担当	津野 哲生(会議録作成)
〃	教育政策課主任指導主事	葛原 彩子(会議録作成)

(4) 議事の概要及び教育長等の報告の要旨

【冒頭】

委員長 2月定例委員会を開催する。

教育長 (提案説明)

委員長 付議第2号から第8号は、高知県議会2月定例会に提出予定の報道解禁前の議案のため、第9号は個人に関する情報を含む議案のため、非公開として取扱うこととする。

賛成の委員は挙手をお願いする。

各委員 全員挙手

委員長 それでは、付議第2号から第9号を非公開の取扱いとする。

【付議第1号 高知県立高等学校の分校並びに課程、学科及び科の設置に関する規則の一部を改正する規則議案(高等学校課)】

○高等学校課長 説明

○質疑

委員	須崎工業高校の育てたい生徒像の最後に「チャレンジ精神旺盛で何事にも果敢に挑む姿勢を身に付けた生徒」とあり、これはいいが、高吾地区の拠点校を目指しているのならば、須崎高校の育てたい生徒像にあるのと同様に、最後に「地域連携、地域に貢献する意識と実践力をもった生徒」を入れた方が、拠点校としての意味が深まるように思う。
事務局	統合する新たな高吾地区の拠点校については、委員が言われるような地域貢献等をしっかり入れたい。それぞれの学科改編にあたってこのように書いているが、統合した学校では「地域連携、地域に貢献する意識」は普通科、工業科ともに必要なことなので、しっかりと入れたい。
委員	学科改編が学年進行で行われるが、教員組織の変更はどこでどのように行われるのか。
事務局	29年の1年生は新しい学科だが、2年生、3年生は現行の学科のままである。統合後のイメージを持ちながら対応できるように組織体制をつくっていく。
委員	須崎工業高校では、職員室が科ごとに分かれているが、どこかの段階で教員の部屋を統合するようなことはあるのか。
事務局	現在校舎の基本設計を行っており、この後実施設計になる。工業科の職員室を一つにまとめる計画にしているので、新たな校舎ができた時点で、工業科の職員が一つの部屋に集まることになる。
委員	それはいつになるのか。
事務局	31年4月の統合の時にはハード面が整っている。両校が統合する段階には、工業科の職員室は一つの部屋になり、情報等を共有できる体制になる。
委員	それまでは、教員は旧の所属学科に拠点を置いているということか。
事務局	新たな校舎に向けて、教室の配置を変えている。今、4科あるうち、電気情報科と機械科の職員室の壁を取り除き1つにしている。このように、統合して1

委員長 事務局	つになれるようにシュミレーションしながらやっていきたいと思っている。次第に一つの部屋に集まってくるような態勢を整えるよう、学校にお願いしている。
委員長 事務局	工業科と普通科の職員室は別になるのか。 同じ職員室になる。
委員 事務局	須崎工業高校については、29年度の1年生から6系列になるので、その1年生の指導に関しては、旧の4学科の教員が常に情報を共有する時間を持ちながら調整することを組織的にやっていかないといけない。今後も学校と協議をしながら、円滑に学科改編が進むようにしていきたい。
委員長 事務局	須崎高校は来年度から、今いる生徒も文理コースか教養コースを選ぶのか。28年度の1年生、2年生、3年生は総合学科のままで卒業する。平成29年度の1年生が普通科になるが、2年生、3年生は総合学科のままである。
委員長 事務局	須崎高校の教養コースは、大学進学というより、就職指導も含めた内容になるということか。 4年生大学への進学のみということではなく、多様な進路希望にきめ細かく対応できるようなカリキュラムを選択科目も設置して組んでいく。楽な方に流れるようなことではなく、目的をしっかりと持たせたうえで進路希望に向けて取り組むことができるような指導をしていく。
委員 事務局	29年度の新しい学科の入学生は、3年生で統合した新しい学校の生徒になるが、統合後の学校名で卒業するのか。 そのとおりである。
委員長 事務局	6月には平成29年度の入学定員の検討もしていただかなければいけない。今回新しい学科について議決をいただければ、定員を示し、周知・案内し生徒の募集をするという流れになる。
委員長 事務局	参考資料には定員120名と書いているが、今回議決を求められているのは、学科の変更についてだけということか。 そのとおりである。
委員長 各委員 委員長	本事件の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いする。 全員挙手 本事件を原案のとおり議決する。

【付議第2号 公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例議案に係る意見聴取に関する議案（教職員・福利課）】

○教職員・福利課長 説明

○質疑

委員 事務局	初任給はいくらになるのか。 大学卒業をしてすぐに採用された場合、2級16号給である。小中学校の教員の場合、198,200円から201,300円へと3,100円の引き上げとなる。
委員	民間給与に比べて安いとはとても言えない。民間と約500円の較差があり、

事務局	3,100円引き上げられるというのはどういうことか。 民間との較差は、全職員を対象とした較差である。今回、全職員を500円程度引き上げるという選択肢もあったが、人事委員会によると、国の考え方も踏まえ、人材の確保ということもあり、若年層を中心に引き上げるべきだろうということで全体の原資の中で傾斜をつけたということである。
教育長 委員	民間といっても従業員50名以上の規模の事業所が比較の対象である。 この平均月給等は、経営者協会の試算とはかなり違う。サンプリングの違いである。大手企業の出先も含まれているので、高知県の実態というよりも中央の実態に近い集計である。
委員長 事務局 委員 事務局	教員の方が、県職員より給料は高いか。 教員の給料の方が高く、今回の引き上げ額も教員の方が高い。 教員の初任給は都道府県によってどれくらい違うのか。 小中学校も高等学校も全国34位だが、金額的にそれほど差はない。
委員長 各委員 委員長	本事件の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いする。 全員挙手 本事件を原案のとおり議決する。

【付議第3号 高知県情報公開条例等の一部を改正する条例議案に係る意見聴取に関する議案（教職員・福利課）】

○教職員・福利課長 説明

○質疑

委員長 事務局	情報公開条例に関連した改正なのか。 行政不服審査法の全部改正等を考慮して、改正が必要になる条例9つを健制順に並べ、最初になった情報公開条例の名前に等をつけて、「高知県情報公開条例等の一部を改正する条例議案」としている。教育委員会に関係するのは、9つの条例のうち「公立学校職員の給与に関する条例」だけである。
委員長 各委員 委員長	本事件の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いする。 全員挙手 本事件を原案のとおり議決する。

【付議第4号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例議案に係る意見聴取に関する議案（教職員・福利課）】

○教職員・福利課長 説明

○質疑

	【質疑等なし】
委員長	事件の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いする。

各委員	全員挙手
委員長	本事件を原案のとおり議決する。

【付議第5号 高知県南海トラフ地震による災害に強い地域社会づくり条例等の一部を改正する条例議案に係る意見聴取に関する議案（教職員・福利課、生涯学習課）】

○教職員・福利課長、生涯学習課長 説明

○質疑

委員長 事務局	小中一貫校は、土佐山と行川だけか。 県内には、土佐山、行川を含め小中一貫校は12校ある。この4月1日から土佐山と行川が義務教育学校となる予定である。
委員長 事務局	小中連携ではなく、9年間のカリキュラムになるということか。 そのとおりである。義務教育学校は、小学校6年、中学校3年の教育課程が準用はされるものの9年間の教育課程になるので、中学校で学んでいたものを小学校で学ぶことも可能である。また、「市民科」「国際科」などの科目をつくることも可能である。高知県では、中山間の小さな学校が義務教育学校になろうとしているが、状況によっては中央部の大きな学校が義務教育学校になることも想定される。
委員長 事務局	配置される教員の教員免許の制限等はないのか。 基本的には小学校と中学校の教員免許が必要になる。現状において、両方の免許を持っている教員が多くないので、今のところは、一方の教員免許を所持している者を配置することになる。数年先には両方の教員免許が必要ということになるだろう。
委員長 事務局	特別措置はないのか。 当分の間は小学校、中学校どちらか一方の教員免許を所持している者も配置できることになっている。臨時免許状を出すことも想定はされる。
教育長 事務局	小学校6年、中学校3年の教育課程が準用はされるわけだが、土佐山や行川は、4年、3年、2年の学年区分を計画しているようだがかまわないのか。 小学校と中学校の学習指導要領を準用するというので、例えば、小学校6年生が終わった段階で学習指導要領の小学校6年生までの学習が終わっていないが、加えて中学校の学習をすることはかまわないということである。
委員 事務局	別の中学校に進学してもかまわないということか。 そのとおりである。
委員長 各委員 委員長	本事件の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いする。 全員挙手 本事件を原案のとおり議決する。

【付議第6号 高知県立図書館協議会条例の一部を改正する条例議案に係る意見聴取に関する議案（新図書館整備課）】

○新図書館整備課長 説明

○質疑

委員	県の委員の任期が平成28年4月30日で、条例施行日が5月1日ということだが、高知市の委員の任期は平成28年6月30日ということである。このずれはどうするのか。
事務局	新たに任命した委員については、高知県と高知市で任期の終了日を平成30年4月30日に合わせる予定である。例年9月から10月の間に一回目の協議会、2月から3月の間に二回目の協議会を開催している。6月30日までに協議会を開催する可能性はあるが、その場合は県の協議会として開催する。
委員	任命権者は誰になるのか。
事務局	県と市それぞれになる。
委員	10名委員を選び、県と市それぞれの委員になってもらうということか。
事務局	そのとおりである。
教育長	改正内容は、高知県図書館協議会の委員を増やすということなのだが、改正理由は、高知市と一体的に運営するという内容と理由が一致していないところがある。
委員	高知市と高知県が委員の選任で意見が合わないこともあるのではないかと。
事務局	事前に調整し、県と市で同じ委員にお願いする。
委員	統合組織にはできないのか。
事務局	県と市の図書館の役割や機能が違い、新図書館自体が県と市の二つの組織を置くので、図書館法に基づき別に協議会を置くことになる。
委員長	県民から見ると、県立図書館と市民図書館が一つになるということだが、内部の組織は高知県立図書館と高知市民図書館の2つがあるということである。
委員	確かに、高知県立図書館の協議会と高知市民図書館の協議会で協議する内容が異なるという場合もあるだろう。
事務局	県には市町村への支援という役割があり、そのことを議論する時には県の協議会の委員という立場で議論してもらおう。
委員	条例改正としては高知県立図書館協議会委員の定員を増やすということだけであるが、高知市の委員と兼ねるということはどこで決めるのか。高知市との申し合わせのようなものなのか。
事務局	申し合わせもそうだが、市の条例には、県と同一開催した場合は報償費を支給しないということを新たに規定する予定である。
委員	両方の委員を兼ねるということはどこに規定されるのか。
事務局	条例上の規定はない。事前に県市間で委員を調整するということである。
教育長	覚書のようなものを交わすようにはしなければいけないのではないかと。
委員長	それぞれの任命権を侵すことになるので議論を尽くして後でもめないようにしてほしい。

委員長	本事件の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いする。
各委員	全員挙手
委員長	本事件を原案のとおり議決する。

【付議第7号 高知県立武道館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案に係る意見聴取に関する議案（スポーツ健康教育課）】

○スポーツ健康教育課長 説明

○質疑

委員長	学生というのは大学生のことか。
事務局	大学生以下のことである。条例の備考欄に、「学生とは」幼稚園児、小学生、中学生、高校生、大学生その他これらに準ずる者とある。
委員	弓道場と武道館の分館で、学生は3倍くらい利用料金が違うが、一般はそれほど変わらない。なにか根拠があるのか。
事務局	弓道場をつくった時に、他県の事例等を見て金額を設定しており、違いが出ている。
委員	設備的に武道館分館は弓道場よりだいぶ劣るのか。
事務局	確かに古いということはある。
委員	資料によると一般の平均利用回数は月11回なので、一か月料金を一日の5.2倍と言わず、もっと上げてもいいと思うが。
事務局	武道館分館なので武道館と同じ倍率にした。
教育長	基本的には、収入の増加よりも利用促進が目的である。総収入は下がらないという試算である。
委員	一般の人を弓道場利用に誘導したいといった意図はあるのか。
事務局	車に乗ることができる一般の方を弓道場へという考えもあったが、それぞれの使い勝手がある。弓道連盟がしっかりしており、利用の調整もしている。
委員	混み具合に差があるとかいうことはないのか。
事務局	それはない。
委員長	本事件の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いする。
各委員	全員挙手
委員長	本事件を原案のとおり議決する。

【付議第8号 平成28年度高知県一般会計予算等に係る意見聴取に関する議案（教育政策課）】

○教育政策課長 説明

○質疑

委員長	県の方向性に合わせて、市町村の教育委員会がうまく予算を組むことができているだろうか。
事務局	基本的には、予算編成段階で制度改正等がある時には市町村教育委員会に連絡し、市町村負担が伴うものについては予算化をしてもらうように働きかける。

委員長	来年度当初予算についてはうまくいっていると認識している。
事務局	今までは、県の予算と市町村の予算がうまくかみ合っているか。
委員長	うまくかみ合っていないと事業執行ができない。
事務局	以前は、市町村が予算を組めないということが結構あったと思うが最近はそのようなことはないか。
事務局	市町村に事業のニーズも聞きながら、それぞれの市町村がこれくらいの規模で事業を行えるということを各課が話し合いながら予算を組んでいる。
教育長	個別には、期待するほど市町村が乗ってきてくれなかった事業もあるが、全般的に見ればうまくいっている。
委員長	県がかなり市町村の予算も組み出した。
教育長	他県に比べると非常に手厚い。
委員長	市町村は交付税を受けているので、県はそれほど負担しなくてもいいという考えが以前はあった。しかし、それでは県の意図することができないということがある。
事務局	市町村も財政的に厳しい状況がある。県としては、大綱、教育振興基本計画に書いた施策、特に新たな事業については、必要な予算等を市町村と話をしながら組んでいる。
委員	大綱との関係についてだが、これは予算についてだが、予算はかからないがやらなくてはいけないことがたくさんある。それに対する評価はどうするのか。予算を有効に使ったかどうかの評価の視点になりがちである。「組織力の強化」や「教育力の向上」などは、お金をかけなくても地道にやっていたいかなければいけない取組である。これらをきちんと評価できるようにしてほしい。
事務局	予算の議案なので、予算の形で説明をしている。予算の形で表れてこないもの、例えば人件費の中で、各教育事務所に指導主事をどう配置するかや、学校に主幹教諭を配置拡充するとなどは直接金額的には見えないが、一定の予算がかかる施策である。それ以外にも指摘のとおり、予算を伴わない取組もこれから4年間やっていくので、それについては、大綱や基本計画のPDCAをきちんとまわすことで施策の質的向上を図っていきたいと考えている。
教育長	基本計画にそれぞれの施策ごとに評価指標を設定することにしている。
委員	「厳しい環境にある子どもたちへの支援の充実」において、「多子世帯の保護者負担の軽減」などいくつかあるが、「厳しい環境」という部分と知事部局の「少子化対策」という部分の連携はどうなっているのか。
事務局	この「厳しい環境」には、いろんな事業の中の一部を挙げている。「少子化対策」の方にも同じように「親育ち」や「保育サービスの充実」の事業も挙げている。「少子化対策」にもしっかりと就学前教育の対策を位置付けている。
委員	更に充実しているという捉え方をしているか。
事務局	「少子化対策」も「厳しい環境」も同じことを併せてやっている。事業としては、一つのを幼保支援課でやっているということである。
教育長	「少子化対策」は総合的な施策が知事部局にあり、その中に教育委員会の幼保支援課の事業も位置づけられているということである。教育委員会では「少子

委員	化対策」という見せ方はしていないということである。
事務局	では、「多子世帯の保護者負担の軽減」というのは「少子化対策」の方にも載っているということか。「多子世帯の保護者負担の軽減」ということで知事部局にプラスの予算があるということではないのか。
委員	他の項目ではあっても、この項目で予算が別にあるということはない。
事務局	「少子化対策」も充実していると考えていいのか。
委員	はい。
事務局	「多子世帯の保護者負担の軽減」でいうと3歳未満でなければ軽減にならないということか。
委員	国の施策において、年収360万円までの場合は第3子以降の保育料が無料になっている。それに加えて、高知県として収入の条件なしに、3歳未満は軽減するという事になっている。ここには県単独の予算についてのみ記載している。
委員長	本事件の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いする。
各委員	全員挙手
委員長	本事件を原案のとおり議決する。

【付議第9号 平成28年度指導を要する教職員の認定及び処遇議案（小中学校課・高等学校課）】

○小中学校課長、高等学校課長 説明

○質疑

	【非公開議案】
--	---------

(5) 議決事項

付議第1号から第9号 原案どおり議決